

みらいの家財保険をご契約いただくお客様へ 重要事項のご説明

ご契約前に必ず
お読みください

ご契約前にご確認・ご理解いただきたい特に重要な事項を記載しています。ご不明点は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

I 契約概要のご説明

この「契約概要」は、みらいの家財保険(以下、「本保険」といいます。)のご契約に際して商品内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を記載したものであります。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、家財総合保険普通保険約款および特約集をご参照ください。

① 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品のしくみ

本保険は、住宅の入居者向けの保険であり、火災、水災、盗難等の事故によって生じた被保険者の所有する家財の損害を補償します。また、借用住宅に居住する入居者に対しては、特約を付加することにより、被保険者が負担した借用住宅の修理費用の補償および借用住宅の貸主または他人に対して負担する賠償責任を補償します。

(2)補償の内容(保険金をお支払いする主な場合)

- ①家財補償(費用補償を含む)
- ②修理費用補償
- ③住宅賠償責任補償
- ④借家人賠償責任補償

(3)主な特約とその概要

①法人等契約の被保険者に関する特約

保険契約者が法人等である場合で、その従業員等が借用住宅に居住する場合に適用します。
これにより、保険契約者である法人等の従業員等で生活の本拠として借用住宅に居住する者およびその同居親族を申込書に記名することなく被保険者とすることができます。

②保険料のコンビニエンストア払いに関する特約

保険料の払込方法(経路)がコンビニエンストア払いである場合に適用します。

③保険料の口座振替払いに関する特約

保険料の払込方法(経路)が口座振替払いである場合に適用します。

④保険料のクレジットカード払いに関する特約

保険料の払込方法(経路)がクレジットカード払いである場合に適用します。

(4)保険金をお支払いしない主な場合

注意喚起情報のご説明「4. 保険金のお支払い等」の【保険金をお支払いできない主な場合】をご参照ください。

(5)保険期間

保険期間は、1年間または2年間です。

(6)引受条件(保険金額等)

- ①保険金額は、加入コースによって異なります。ご契約いただくコースは、事故発生時に十分な補償が受けられるよう、選択可能コースからお選びください。
- ②以下の場合はこの保険契約をお引き受けできません。
 - ・保険の対象を収容する住宅の用途が居住の用以外に該当するとき
 - ・保険の対象を収容する住宅およびその所在地について、盗難、水災等の事故の発生頻度が他の物件に比べて著しく高いとき
 - ・保険契約者または被保険者について、法令で定める引受限度額を超過するとき、または過去に保険金請求に関し詐欺行為を行なったことがあるときもしくは過去における保険金請求頻度が著しく高いとき
 - ・同一の被保険者について、すでに当会社と締結している他の保険契約があるとき

(7)満期更新(自動更新について)

保険期間の満了に際しては、更新のご案内を送付します。更新のご案内に際し保険契約者から更新しない旨の申し出がない場合には、更新のご案内に記載したとおりに保険契約を更新させていただきます。ただし、更新契約の保険料の払込期日(更新前契約の保険期間満了日の属する月の翌月の応当日とします。)までに更新契約にかかる保険料の支払がない場合は、保険契約の更新を行わないものとします。

(8)弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

② 保険料

保険料は加入コースの保険金額、保険期間によって決定されます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、お客様が実際にご契約いただく保険料につきましては、保険契約申込書でもご確認いただけます。

③ 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、保険料の全額を払い込む一時払のみであり、分割払はありません。なお、現金のほかに払込票等により保険料を払い込む方法もあります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

④ 契約者配当金

この保険には配当金はありません。

⑤ 解約返戻金

保険期間の中途中でご契約を解約なさる場合、保険期間開始日から解約日までの既経過月数に対応する返戻率を保険料に乘じた額を返戻します。なお、保険期間は解約日の24時までとなります。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報」は、保険契約者にとって不利益になることのある事項など、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載したものです。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、家財総合保険普通保険約款および特約集をご参照ください。

① 契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

(1)申込日またはこの書面を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約の申し込みの撤回または解除(以下「クーリングオフ」といいます。)ができます。上記期間内(8日以内の消印有効)に次の内容をハガキ等に記載し、弊社の本社宛てに必ず郵便にてご通知ください。(取扱代理店ではお申し出を受け付けられませんので、ご注意ください。)

- | | | |
|-------------------------|--------------------|----------------|
| ①クーリングオフされる旨 | ②ご契約を申し込まれた保険の契約番号 | |
| ③ご契約を申し込まれた方の氏名、住所、電話番号 | ④ご契約を申し込まれた代理店名 | ⑤ご契約を申し込まれた年月日 |

(2)クーリングオフされた場合には、すでにお支払いいただいた保険料は全額お返しします。弊社および取扱代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を請求しません。

(3)すでに保険金をお支払いする事由が発生しているにも関わらず、それを知らずにクーリングオフのお申し出をされた場合には、そのお申し出の効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

② 告知義務・通知義務等

(1)ご契約締結時の注意事項

①以下の事項は保険契約に関する重要事項(告知事項)であり、保険契約者には、ご契約時に告知事項に関して正確にお答えいただく義務があります。申込書記載の告知事項の内容が事実と異なっている場合には、弊社がご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- | | |
|------------------|---------------------------------------|
| ①保険の対象を収容する住宅の用途 | ②保険の対象を収容する住宅の所在地 |
| ③保険契約者および被保険者 | ④この保険契約と同一の危険を補償する他の保険契約等(共済契約を含む)の有無 |

②ご契約に次のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約が無効または解除となることがあります。

- ・保険契約締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもっていた事実
- ・保険契約者または被保険者が事実を告知しなかつた事実、または事実と異なることを告知した事実

(2)ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項等)

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、弊社がご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- | | |
|------------------------------------|----------------------------|
| ①保険証券記載の住宅の用途を変更した場合 | ②保険証券記載の住宅に被保険者が居住しなくなった場合 |
| ③保険契約者が保険契約申込書に記載した住所または通知先を変更した場合 | ④保険の対象の全部が滅失した場合 |
| ⑤①から④のほか、告知事項の内容に変更が生じた場合 | |

③ 補償の開始時期

- | |
|--|
| (1)弊社の保険契約上の責任は、保険期間開始日の0 時に始まり、保険期間満了日の24 時に終ります。 |
| (2)保険期間が始まった後でも、弊社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。 |

④ 保険金のお支払い等

この保険で、保険金をお支払いする主な場合は、以下とおりです。

(主な場合のみ記載しておりますので、詳細は家財総合保険普通保険約款および特約集をご参照ください)

保険金名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
損害	<p>次に掲げる事故によって保険の対象に損害（消防または避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含む。）が生じたときに損害保険金を支払います。</p> <p>①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風災、ひょう災または雪災。 ⑤保険証券記載の住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。 ⑥給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。 ⑦騒じよう等 ⑧水災 ⑨盗難による盗取、き損または汚損（通貨等、預貯金証書、乗車券等の盗難を除く。） ⑩通貨等、預貯金証書、乗車券等の盗難</p>	<p>次に掲げる事由によって生じた損害に対しては損害保険金等を支払いません。</p> <p>①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反。 ②①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除く。 ③保険契約者または被保険者の所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ④左表①から⑩までの事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難 ⑤保険の対象が屋外にある間に生じた事故。ただし、保険証券記載の住宅の駐輪場または保険証券記載の住宅が一戸建の場合の敷地内に収容される自転車の盗難を除く。 ⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑧核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑨⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑪前⑥から⑩までの事由に伴う秩序の混乱 ⑫発生原因が何であるかにかかわらず、損害保険金の支払事由に記載の事故⑥から⑩までの事由による延焼または拡大</p>
持ち出し家財	被保険者によって住宅から一時的に持ち出された保険の対象に、日本国内の他の建築物内において上記損害保険金の支払事由①から⑨の事故によって損害が生じたときに持ち出し家財保険金を支払います。	
臨時費用	上記損害保険金の支払事由①から⑩までの事故によって損害保険金が支払われるときに臨時費用保険金を支払います。	
残存物取片づけ費用	損害保険金の支払事由①から⑩までの事故によって損害保険金が支払われる場合において、被保険者が損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用を支出したときに残存物取片づけ費用保険金を支払います。	
失火見舞費用	損害保険金の支払事由①または③の事故により損害保険金が支払われる場合において、第三者の所有物の滅失、き損または汚損の損害が生じたときに失火見舞費用保険金を支払います。	
仮住まい費用	損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって住宅が半損以上の損害を受け、当該住宅に居住できなくなった結果として、被保険者が負担した宿泊費用および賃貸住宅を新たに賃借する費用に対して、仮住まい費用保険金を支払います。ただし、事故日から1か月以内に発生した費用に限ります。	
ドアロック交換費用	玄関ドアの鍵が盗難に遭った場合に、被保険者が負担したドアロックの交換費用に対して、ドアロック交換費用保険金を支払います。	
ピッキング防止費用	玄関ドアのドアロックがピッキングにより開錠された場合またはいたずら等により破損した場合に、被保険者が負担したドアロックの交換費用および防犯装置の設置費用に対して、ピッキング防止費用保険金を支払います。	
修理費用 【修理費用補償特約】	<p>次のいずれかの事故によって借用住宅に生じた損害に対して、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づき、または緊急的に自費でこれを修理したときは、その修理費用に対して、修理費用保険金を支払います。ただし、賠償責任担保特約の借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。</p> <p>(ア)家財補償の損害保険金の支払事由に記載の事故による借用住宅の損害 (イ)借用住宅内における被保険者の死亡による借用住宅の損害 (ウ)凍結により生じた借用住宅の専用水道管の損害 (エ)借用住宅の窓ガラスの熱割れによる損害</p>	<p>次に掲げる事由によって生じた損害に対しては修理費用保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者等の所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ・自然の消耗または性質によるさび、かびまたは変質、瑕疵 ・借用住宅を貸主に明け渡す際、または明け渡した後に発見された前条の損害以外の原状回復に必要な修理費用
住宅賠償責任 【賠償責任補償特約】	被保険者が借用住宅の使用または管理に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、住宅賠償責任保険金を支払います。	<p>次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては住宅賠償責任保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①排気または廃棄物によって生じた損害賠償責任 ②給排水管、冷暖房装置等、既設の設備・装置類の瑕疵、劣化またはさびに起因する損害賠償責任
借家人賠償責任 【賠償責任補償特約】	<p>被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により保険証券記載の借用住宅が損壊した場合において、被保険者が保険証券記載の借用住宅の使用または管理につき、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、借家人賠償責任保険金を支払います。</p> <p>(ア)火災 (イ)破裂または爆発 (ウ)給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水 (エ)(ア)から(ウ)以外の偶然な事故((エ)の補償には免責3万円が付帯されています)</p>	<p>借用住宅に生じた次のいずれかに該当する損壊による損害賠償責任に対しては借家人賠償責任保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①借用住宅に生じたすり傷、かき傷、塗料のがれ等の外観の損傷または借用住宅の汚損であって、借用住宅の機能に支障をきたさない損壊 ②借用住宅の使用により不可避的に生じる汚損、すり傷、かき傷等の損壊

⑤ 保険の対象に含まれないもの

この保険で保険の対象に含まれないものは、以下のとおりです。

- ①船舶、航空機および自動車(原動機付自転車(総排気量が125cc以下)を除く。)ならびにこれらの付属品
- ②通貨等、預貯金証書、乗車券等、クレジットカード、プリペードカード、ローンカード、有価証券、印紙、切手、商品券、チケット類その他これらに類する物
- ③業務用の動産
- ④貴金属・宝石・美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑥テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物
- ⑦動物および植物

(注)前②の記載にかかわらず、通貨等、預貯金証書および乗車券等については、盗難による損害についてのみ、これらを保険の対象として取扱う。

⑥ 保険料不払の場合の保険契約の不成立について

保険料払込期日までに、保険料の払込みがない場合には、保険契約は保険期間開始日(注)に遡って成立しなかったものとみなします。

(注)更新契約の場合には、更新日とします。

⑦ 無効、失効、取消、終了について

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
この場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の全部が滅失した場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。この場合、普通保険約款の規定に従って未経過期間の保険料を返還します。
- (3) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。
- (4) 損害保険金の支払額が、1回の事故につき家財保険金額に達した場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

⑧ 保険金請求権者について

当会社に対して保険金の請求をすることができる者は次の者とします。

①被保険者 ②被保険者が死亡した場合には、その法定相続人(注)

(注)法定相続人が複数存在している場合には、法定相続人間の協議により代表者1名を選任し、その代表者が他の法定相続人を代表して当会社に対する保険金の請求手続きをすることとします。

⑨ 重大事由による解除

保険金を支払わせることを目的として損害を発生させた場合、詐欺を行った場合や反社会的勢力(暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含む)、暴力団関係企業等)に該当または関与していると認められる場合などについては、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

⑩ 補償重複について

保険契約者または被保険者が契約されている他社の保険契約等(共済契約、または異なる保険種類の特約を含みます。)に、すでにこの保険と同様の補償がある場合、補償が重複することがあります。

この場合、補償が重複していても保険金は二重には支払われず、保険料が無駄になることがありますので、補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認のうえでご契約ください。この保険と補償が重複する主な例は、次表のとおりです。

〈補償が重複する可能性のある主な例〉

今回ご契約いただく補償	補償重複が生じる他の保険契約等の例
住宅賠償責任補償【賠償責任補償特約】	自動車保険、傷害保険等の個人賠償責任補償特約

※それぞれの契約により、補償内容や被保険者の範囲が異なることがありますので、ご契約を解約される場合や家族状況の変更

(同居から別居への変更等)があった場合には、ご注意ください。

⑪ 破綻時等の取扱い

- (1)弊社が経営破綻した場合でも、損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機関の行う資金援助等の措置はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しません。
- (2)弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (3)弊社は、想定外の事象の発生により支払保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

⑫ 特に法令等で注意喚起することとされていること

(1)継続時の保険料の増額または保険金額の減額等

①弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めた場合には、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

②想定外の災害の頻発等によりこの保険が不採算となり、継続契約の引受が困難になった場合には、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

(2)少額短期保険業者がお引き受け可能な保険の範囲

弊社は保険業法に基づき、以下の全てに該当する保険のお引き受けを行っています。

①保険期間は2年以内。 ②被保険者1名についての保険金額合計額は1,000万円が上限となります。

③保険契約者について引き受けるすべての保険の被保険者の総数は、100名が上限となります。(ただし、1保険契約者についての保険金額合計額が10億円以下である場合は、この限りではありません。)

【その他のご説明】

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。
詳細につきましては家財総合保険普通保険約款および特約集をご参照ください。

① ご契約時にご注意いただきたいこと

- (1)保険料をお払いいただきますと、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- (2)取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。
- (3)ご契約の際に設定された保険金額が保険の対象の価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、保険契約者はその超過部分についてご契約の締結日から取り消すことができます。
- (4)補償内容が同様の他の保険契約があると補償に重複が生じことがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認のうえでご契約ください。
- (5)弊社は地震保険を取り扱っておりません。また、本保険の保険料は地震保険料控除の対象なりません。

② ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後にお渡しする保険証券は、内容をご確認の上、本パンフレットと共に大切に保管してください。

③ 事故が起こった場合の手続

- (1)万一事故にあわれたときは、取扱代理店または弊社へご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

事故受付センター



0120-066-649

受付時間 / 24 時間 365 日

※賠償事故の場合は、事前に弊社へご相談ください。事前のご相談なく示談や訴訟を行った場合、保険金をお支払いできないことがあります。

(2)弊社は、必要書類のご提出等の保険金請求手続が完了した日から、その日を含めて原則30日以内(※)に必要な調査を行い、保険金をお支払いします。保険金の早期のお支払いに向け、必要書類のご作成・ご提出、事故原因や被害状況の確認にご協力ください。

※特別な照会・調査が不可欠な場合には、別途約款に定める期間内とします。

【お客様に関する個人情報の取扱いについて】

本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます)は、保険契約の適正な引受審査・引受、維持・管理、履行のために利用するほか、弊社及び提携先・委託先の業務・商品・サービスのご案内・提供・管理、アンケートの実施、お問合せへの対応等のために利用することができます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規制により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。弊社は、以下の場合を除き、お客様の同意なくお客様の個人情報を第三者に提供することはありません。

①法令に基づく場合

②業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先(少額短期保険代理店を含む)に取り扱いを委託する場合

③再保険契約の締結や再保険の受領のために、再保険会社等に必要な情報を提供する場合

④保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、また不正な保険金請求を防止するために、他の保険業に関連する企業・団体・協会等と共同利用する場合

※個人情報の取扱いに関する詳細は、弊社ホームページにて「プライバシーポリシー」をご参照ください。

<http://www.mirai-hoken.co.jp/>

弊社保険に関する
ご意見・苦情



0120-651-051

受付時間 / 10:00~17:00
(土日・祝日・年末年始を除く)

<取り扱い代理店>

みらい少額短期保険株式会社

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビルディング
(営業時間/月~金10:00~17:00※土日祝除く)